

## 議会運営委員会記録

- 1 日 時 令和5年6月26日（月曜日）  
開 会 午後 1時07分  
閉 会 午後 1時25分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 10人  
委員長 成 田 光 雄  
副委員長 泉 英 之  
委 員 田 辺 裕 三  
// 久 保 大 憲  
// 松 井 邦 人  
// 岡 部 享  
// 舎 川 智 也  
// 押 田 大 祐  
// 松 井 桂 将  
// 横 野 昭
- 4 欠席委員 0人
- 5 委員外議員として出席した者  
議 員 高 原 讓  
// 大 島 満  
// 谷 口 寿 一  
// 尾 上 一 彦  
// 赤 星 ゆかり

## 6 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	大 野 満
庶務課長	山 下 達 也
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課議事係長	土 方 智 樹
議事調査課主任	竹之内 慧

## 7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。  
まず、委員会記録の署名委員に松井 邦人委員、岡部委員を指名いたします。  
本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。  
初めに、協議事項1番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。  
それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。  
まず、1番目の「学校給食費の無償化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

久保委員 賛成です。

松井 桂将委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。  
次に、2番目の「薬剤耐性菌感染症のまん延防止への取り組み体制の強化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 賛成です。

久保委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。  
次に、3番目の「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 賛成です。

久保委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。次に、4番目の「生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 賛成です。

久保委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議会運営委員会として議員提出議案とすることに決定いたしました。次に、5番目の「硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 賛成です。

久保委員 賛成です。

岡部委員 病態の解明が必要という評価があるようでありまして、私どもの会派としては調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。次に、6番目の「地方財政の充実・強化に関する意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 項目の3番と4番は賛成できませんが、削除してい

ただけるのであれば賛成です。

久保委員 賛成です。

松井 桂将委員 項目の9番については調査・研究です。この項目について、文言修正していただけるのであれば賛成です。

委員長 原案について全会一致となりませんでした。富山市議会自由民主党、公明党より、文言修正となれば賛成との意見がありました。立憲民主市民の会としてはいかがでしょうか。

岡部委員 まず、3番については、中核市の市長会でもこういった提言がされており、国が財源を確保するという中身を生かしていただけるのであれば、文言修正したいと思います。4番は、政府もこのような方向で対応されていますので、削除してもいいです。3番と4番の削除については、了承したいと思います。9番については、どこの部分を修正すればいいのか伝えていただいた上で検討いたします。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。次に、7番目の「保育所等保育施設の職員配置基準改善を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 賛成です。

松井 桂将委員 反対です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、8番目の「給特法の廃止及び教職員の働き方改革の促進を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

松井 邦人委員 反対です。

久保委員 調査・研究です。

松井 桂将委員 反対です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議会運営委員会としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。  
それでは、ここまでの協議内容について事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果について、確認をいたします。  
全会一致の賛成となりましたのは、1番から4番までの4つです。  
また、全会一致の賛成とならなかったものは5番から8番までです。  
次に、全会一致の賛成のものにつきましては、議会運営委員会の委員の中で御提案をいただいておりますので、提案者のお願いをいたします。  
まず、1番の「学校給食費の無償化を求める意見書」につきましては、議員提出議案第12号で、田辺委員から提案をお願いいたします。  
次に、2番目の「薬剤耐性菌感染症のまん延防止への取り組み体制の強化を求める意見書」につきましては、議員提出議案第13号で、久保委員から提案をお願いいたします。  
次に、3番目の「特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書」につきましては、議員提出議案第14号で、松井 邦人委員から提案をお願いいたします。  
次に、4番目の「生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求める意見書」につしまし

ては、議員提出議案第15号で、岡部委員から提案をお願いいたします。  
説明は以上でございます。

委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
なお、全会一致とならなかった意見書のうち、所定の賛成者を集めて、改めて議員提出議案として提出される場合は、その案文を27日（火曜日）の正午までに事務局に提出してください。  
事務局には、同日中に各会派に一覧表を配付させたいと思います。  
次に、協議事項2番目の議員派遣の件についてであります。  
このことについて、お手元に資料を配付しております。  
これらの件については、会議規則第111条第1項の規定により、議会の議決でこれを決定することとなっており、今定例会最終日、30日（金曜日）の本会議において、議長発議により議題とし、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由説明及び委員会への付託を省略したいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
ここで、先ほどの意見書及び議員派遣の件における質疑及び討論の通告期限について、確認しておきたいと思います。  
まず、質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、6月29日（木曜日）の午後5時まで、また、討論の通告期限については、6月28日（水曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が、6月29日（木曜

日)の正午までとなりますので、御承知おきください。

最後に、協議事項3番目の本会議の進め方についてであります。

まず、村石議員から、お手元に配付のとおり、19日(月曜日)の本会議の一般質問における自身の発言の一部を事実誤認のため取り消したいとの申出がありました。

そこで、議員提出議案及び議員派遣の件も踏まえて、最終日の本会議の進め方について、お手元の資料に沿って、事務局より説明させます。

議事調査課長 [資料「令和5年6月30日(金)本会議の進め方(案)」により説明]

泉委員 事務局にお伺いします。  
村石議員の発言取消しの件に関して、事実誤認であったと話がありましたが、発言取消申出書の内容を見ますと、これらはルール違反です。村石議員は、梨農家でもありまして、この一般質問での表現があまりにもリアルで、実際に見て話したとしか思えないのです。

これまでの発言取消しは、例えば当局を侮辱するような発言や、数値を明らかに間違っていたので訂正したいなどといった内容でありました。

今回の件は、要は自分の行為が法律違反だと思わずに発言したものを取り消したいというふうにはしか見えないのですが、発言取消しについて、規程や例規集など何かあるようでしたら、教えていただけますか。

議事調査課長 規程など、そういった取決めはございません。

泉委員 ないのでですね。分かりました。

岡部委員 会派としても、村石議員からいろいろと経過を伺い、発言取消しのための根拠などについて話を伺いました。今回、梨農家の方から話を聞いての発言で

あったわけですが、実際には収集されておらず、環境センターの職員の方から持っていかせんと話があって、自ら処理をしたということを知っています。したがって、村石議員の十分な調査に基づかない発言で、事実誤認であったということで発言取消しをお願いしております。  
会派でも承認しておりますので、よろしく取扱い願います。

押田委員 今、実際には収集されていないと言われましたが、発言取消申出書では「収集していただきました」となっています、ここは違いますよね。

岡部委員 その部分も含めて、村石議員が十分な確認をしておらず、誤認があったということです。

久保委員 念のために確認です。  
この発言取消しは、議事録には掲載されないものと思いますが、今公開しているインターネット上の動画についてはどのような取扱いになるのですか。

議事調査課長 最終日の本会議で取消しが許可された場合は、インターネット中継の録画中継を編集して、削除したもので、公開したいと思っております。

久保委員 今は削除されていない状態で公開されているという認識でいいですか。

議事調査課長 最終結論はまだ出ておりませんので、ホームページにはアップしておりません。

久保委員 ホームページではアップしていないということですが、同日に一般質問を行ったほかの議員の映像はもう公開されているのですか。

議事調査課長 村石議員以外は公開しております。

久保委員 公開するのかどうかは誰が決めているのですか。

議事調査課長 議長です。

久保委員 これはルール化が必要だろうと思います。  
委員会のインターネット中継を導入した場合に、発言の取消しや訂正が出てくることもあると思います。発言取消しが、今初めて議題に上がってきて、本会議の最終日で許可をするわけですが、今、市民にとっては、何人かが質問したのに1人だけ全編載っていないという状況です。議長が公開するのかどうか判断するのであれば、議長の責任で決めてもらう、もしくは、その発言の取消しが許可されるまでの間、例えば、議会終了までは公開しないというふうに考えないと、ほかのものとの整合性や、この発言取消し自体も全く市民から理解が得られなくなってしまうと思います。  
この発言取消しについては、事務局と議会運営委員会の委員長、議長と共に、もう少し明確になるようにルールづくりをしていただきたいと思います。

舎川委員 ホームページのインターネット中継の録画中継について、今、村石議員の分だけが公開されていないということは、本人は理解しているのですか。

議事調査課長 村石議員の了承は得ております。

舎川委員 本人の意思はちゃんと確認しているということですね。分かりました。

委員長 それでは、ほかに御意見もないようですので、最終日、6月30日の本会議の進め方につきまして、今ほど説明のありましたとおり、進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
以上で、本日の協議事項は終了いたしました。  
これをもって、議会運営委員会を閉会いたします。

令和5年6月定例会  
(令和5年6月26日)  
議会運営委員会記録署名

委員長 成田光雄

署名委員 松井邦人

署名委員 岡部 享